

特定小型原動機付自転車



- ☐ 年齢は16歳以上ですか？
- ☐ 交通ルールを確認しましたか？
- ☐ 通行方法は覚え了吗？

特定小型原動機付自転車

令和5年7月1日施行	原動機付自転車	
	特定小型原動機付自転車	一般原動機付自転車（原付バイク等）
排気量等の大きさ	定格出力0.6キロワット以下の電動機	総排気量0.05リットル以下 定格出力0.6キロワット以下
車体の大きさ	長さ190cm以下・幅60cm以下	長さ250cm・幅130cm・高さ200cm以下 ただし、地方運輸局長の許可を受けたものに あつては、この限りでない
運転免許	不要	原付免許
年齢制限	16歳以上	免許試験受験資格16歳以上
ヘルメット	努力義務	義務
制限速度等	20km/hを超える速度を出すことができない	30km/h

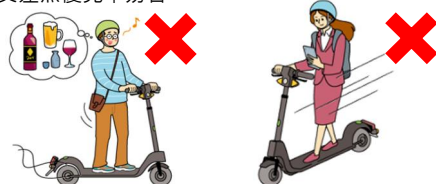
特定小型原動機付自転車の基準を満たさないものは、形状が電動キックボード等であっても、特定小型原動機付自転車にはならず、令和5年7月1日以降も、引き続き、その車両区分（一般原動機付自転車又は自動車）に応じた交通ルールが適用されます。

特定小型原動機付自転車 運転者講習

特定小型原動機付自転車危険行為を繰り返した場合は、「特定小型原動機付自転車運転者講習」の受講命令の対象になります！

対象となる危険行為(17項目)

- ・信号無視
- ・通行禁止違反
- ・歩行者用道路徐行違反
- ・通行区分違反
- ・歩道徐行等義務違反
- ・路側帯進行方法違反
- ・遮断踏切立入り
- ・優先道路通行車妨害等
- ・交差点優先車妨害
- ・環状交差点通行車妨害等
- ・指定場所一時不停止等
- ・整備不良車両の運転
- ・酒気帯び運転等
- ・共同危険行為等
- ・安全運転義務違反
- ・携帯電話使用等
- ・妨害運転



特例特定小型原動機付自転車

特例特定小型原動機付自転車とは、特定小型原動機付自転車のうち、次の基準のいずれにも該当し、他の車両を牽引していないものをいいます。

「普通自転車等及び歩行者等専用」の道路標識等が設置されている歩道に限り通行することができます。

<通行場所のイメージ>

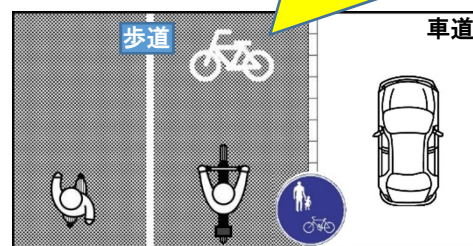


※歩道を通行するときは歩行者優先です！

基準

- 最高速度表示灯を緑色点滅させていること
- 時速6kmを超える速度を出すことができないものであること
- 側車を付していないこと
- 制動装置が走行中、容易に操作できる位置にあること
- 歩行者に危害を及ぼすおそれがある鋭利な突出部がないこと

特例特定小型原動機付自転車・普通自転車の歩道通行部分を通行



整備条件と点検

保安基準項目

前照灯	方向指示器
警音器	尾灯 制動灯
バッテリーの安全性	後部反射器
最高速度表示灯	※2系統必要
※最高速度の設定に応じて点灯・点滅が切り替わる	
制動装置	
接地部・接地圧	道路を破損する恐れのないこと
車体	堅牢で運行に十分耐えること
乗車装置	安全な乗車を確保できること
走行安定性	段差等を安全に走行できること
スピードリミッター	設定最高速度を超えて加速しないこと

確認
しましょう！

- 1 道路運送車両の保安基準に適合
- 2 自賠責保険（共済）に加入
- 3 ナンバープレートの取付け

交通事故の措置

もしも交通事故に遭ったら（起こしたら）…
その場で

- ① 直ちに運転を停止
- ② けが人がいれば救護（119番）
- ③ 安全な場所に車両を移動
- ④ 警察に連絡（110番）



その他

特定小型原動機付自転車の運転者が守るべき交通ルール等を正しく理解し、遵守しましょう。

警察庁のウェブサイト特設ページ（動画）で詳しく
見てみよう！



※主な通行方法は裏面参照⇒



通行場所等について

※ 「車道の左側通行」が原則です！

特例
点減

特例特定原付の歩道通行



特例特定小型原動機付自転車は「普通自転車等及び歩行者等専用」の道路標識等が設置されている歩道に限り、中央から車道寄りの部分を通行することができます。

特例
点減

特例特定原付の路側帯通行



特例特定小型原動機付自転車は進行方向の左側の路側帯を通行することができます。
「歩行者用路側帯」や著しく歩行者の通行を妨げる場合は、路側帯通行はできません。

横断歩道を進行する特例特定小型原動機付自転車は「歩行者用信号」に従いましょう。

対面の信号に従って、道路の左端に沿って交差点の向こう側までまっすぐ進み、その場で向きを変え、対面の信号が青信号になれば進みましょう。

通行可



自転車道

特定小型原動機付自転車は、自転車道を通行することができ、車道も通行することができます。

R5. 6作成

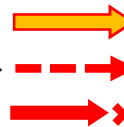
特定小型原動機付自転車は、信号機に「歩行者・自転車専用」の標示板があればその表示に従いましょう。



特定小型原動機付自転車は
・歩道又は路側帯と車道の区別がある道路では**車道**
・左側通行で車両通行帯のない道路では**左側端**
・車両通行帯の設けられた道路においては、**原則一番左側**の車両通行帯を通行しなければなりません。

※ 普通自転車専用通行帯が一番左側の車両通行帯に設けられていれば、自ずと普通自転車専用通行帯を通行することになります。

特定小型原動機付自転車
特例特定小型原動機付自転車
特定小型原動機付自転車
の誤った通行方法



一時停止場所や踏切では必ず一時停止と安全確認

一方通行の逆行禁止

右側通行の禁止